

2019年度に向けた政策・制度要求と提言 回答

〈連合神奈川〉

【経済・産業政策】

1. 中小企業・小規模事業者にとって、課題である人材不足解消のため、教育機関等と連携し、中核的人材の確保・育成を進め、事業者と連携した技能・技術継承の充実にに向けた支援をはかること。

また、中小企業・小規模事業者が求職者から選ばれる、魅力ある労働環境を実現するため、各施策の普及啓発活動と相談体制を強化すること。

＜経済局＞

市内中小企業の喫緊の課題である「人手不足」「事業承継」について、市内経済団体の皆様と課題の共有や対応策の検討を行い、市全体で取り組んでいくため、横浜商工会議所及び横浜市が事務局となり、平成29年3月に「人手不足・事業承継等プロジェクト」を設置し、情報共有や対応策の検討等を進めています。

また、（一社）横浜市工業会連合会と連携し、ものづくり人材の確保・育成に向け、企業と学校の担当者による就職懇談会、学生等を対象とした工場見学会や社員の技術力向上に取り組む事業者へ技能検定費用の助成等を実施しています。

さらに、区役所に予算を配布することで、区が主体となって工場見学ツアー、展示会の開催、地元大学生と企業との交流事業等を実施し、地域で頑張る企業の人材確保の支援や企業の魅力向上を図っています。引き続き、工業会や区役所とも連携をとりながら各施策の普及啓発活動を行ってまいります。

労働者の方々にとって働きやすい環境を整備し、多様で柔軟な働き方の創出を支援すべく、平成29年度から「横浜ワークスタイルイノベーション推進事業」を展開しています。セミナーの開催や、広報冊子の作成、相談窓口の設置を実施しており、次年度はより一層積極的に総合的な支援を行ってまいります。

2. 持続可能な地域経済の発展をはかるため、中小企業・小規模事業者の事業継承に対して、金融を含む相談・支援体制の充実に係る支援をはかること。

また、各施策について、取り組み内容が広く事業者へ周知されるよう広報活動を強化すること。

<経済局>

横浜市では、平成 25 年度から事業承継について、その手法等を啓発するセミナーの開催や相談事業、後継者候補の育成支援を目的とした連続講座を実施しています。30 年度は、より一層企業に寄り添った継続的なサポートを行うために、公益財団法人横浜企業経営支援財団で個別訪問の拡充と併せ新たに専門相談窓口を設置し、支援体制を強化しており、また交通広告等により事業承継の取組の啓発を実施しています。

金融支援としては、横浜市中小企業融資制度において、市内中小企業の事業承継を支援するため、「事業承継資金」を御用意しています。30 年度は融資対象を拡大し、これまで融資対象ではなかった代表者個人も対象とし、代表者個人が事業を承継した後の株式取得や相続税の納税などの資金調達にも対応しています。

31 年度についても、事業承継の取組の啓発及び支援施策について、引き続き積極的に取り組んでまいります。

3. 国際的に日本が注目される機会を活用して、インバウンド消費の経済効果を地域に波及させることは大変重要であり、既に進められている訪日外国人旅行者に対する、ICT等を利用した効果的なプロモーションや受入にあたっての環境整備を確実に推進すること。

<文化観光局>

ラグビーワールドカップ 2019™や東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催という好機を捉え、訪日外国人旅行者の市内宿泊促進の取り組みを進めています。

引き続き、ICT やビッグデータ等の動向に注視しつつ、ターゲット毎のニーズに合わせた誘客プロモーションを行うとともに、観光案内所におけるインバウンド対応強化など受入環境整備を推進します。

4. 住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスについて、地域の生活者や利用者の安全・安心が確保されるよう、地方自治体は、住宅宿泊事業者への厳格な監督を実施し、地域の実情を踏まえた、営業可能日数等の設定がされるよう条例制定を検討すること。あわせて、地域の生活者や民泊サービス利用者からの苦情や相談に確実に対応するよう事業者へ指導徹底をはかること。

<文化観光局、健康福祉局>

住宅宿泊事業法の施行に伴い、住宅地での生活環境の悪化を防止するため、

横浜市においては同法第 18 条に基づく条例を制定しました。条例による制限内容は第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域において、月曜日の正午から金曜日の正午まで（ただし、祝日、休日及びその前日、並びに 1 月 2 日、1 月 3 日は除く）は住宅宿泊事業の実施を制限しました。

また、本市においては、法に基づき、騒音やゴミなどにより、周辺的生活環境が悪化する状況とならないよう、住宅宿泊事業者に対し、適切な対応をするよう周知しているところです。

今後も様々な機会をとらえて、住宅宿泊事業者へ周知、指導してまいります。

【雇用・労働政策】

5. すべての若者への良質な雇用・就労機会の実現に向けて、若者雇用促進法や関連指針を踏まえた職場情報の提供、労働条件の的確な明示の徹底、正社員転換の促進、地域若者サポートステーションの拡充と機能強化を引き続き推進すること。

<経済局、こども青少年局>

市民向けの総合案内窓口「横浜市就職サポートセンター」では、若年者を対象に、集合研修や市内中小企業等へのインターンシップ等を通じて正規雇用を目標とした就職を支援しています。また、ハローワーク等と連携して実施する合同就職面接会・説明会を通じて、正規雇用を中心とした就労支援に取り組んでいきます。

国が設置する若者サポートステーションに対しては事業補助を行い、相談支援の充実及び就労に向けたセミナーや協力事業所等における就労体験等を実施しているほか、生活困窮者自立相談支援事業を委託し、困難を抱える若者に対する支援の充実・強化を図っています。また、支援が必要な生徒がいる市内の高校等に対して若者サポートステーションの相談員が出張し個別面談をするなど、関係機関と連携した支援を行っています。

平成30年7月によこはま若者サポートステーションの新横浜サテライトが設置されましたので、よこはま若者サポートステーション及び湘南・横浜若者サポートステーションと同様に連携していきます。

6. 横浜市における障がい者のさらなる雇用促進と職場定着をはかる観点から、特に障がい者雇用が進んでいない企業に対する情報提供をはじめとする各種支援を横浜市障害者就労支援センターが中心となり推進すること。

また、今年4月より法定雇用率の算定基礎に加えられた、精神障がい者を雇用する企業に対してはセミナーや職場定着支援ツールの提供などにより、雇用を進める企業支援の充実をはかること。

<健康福祉局>

障害者雇用を促進する取組として、県や労働局と連携し、年2回障害者雇用に関する企業向けセミナー等を開催していますが、今後も関係機関と連携し、企業への情報提供を含めた啓発に取り組んでいきます。

障害者就労支援センターでは、障害者が就労後も安定して働き続けられるよう、職場訪問や個別相談等のフォローアップを定着支援として実施するほか、

精神障害者を雇用する企業を含め、引き続き企業ニーズを把握しながら、企業支援の充実を図っていきます。

7. 教職員の長時間労働の是正は喫緊の課題であり、教育の質的向上をはかる必要があることから、特に学校における「勤務時間」を意識した働き方を進め、ICTやタイムカードなどにより、客観的に把握・集計する勤務時間管理システムの構築を進めること。

また、時間外勤務の削減に向けて、業務の役割分担・適正化が図れる業務改善計画の策定を進めること。

<教育委員会事務局>

これまで教員の勤務時間については、庶務事務システムへの時間外勤務の入力により把握に努めてきましたが、入力の徹底が難しい状況を踏まえ、本年3月からICカードによる退勤管理を導入し、勤務実態の把握を行っています。

(教員以外の退勤管理については本年10月から開始)

また、平成30年3月に「横浜市立学校 教職員の働き方改革プラン」を策定しました。プランでは、時間外勤務等の明確な達成目標とともに4つの戦略と40の取組を示し、それぞれの工程表に基づき、計画的に教職員の働き方改革を推進していきます。

【福祉・社会保障政策】

8. すべての世代が安心できる持続可能な社会保障制度をめざし、以下の人材確保策の拡充をはかること。

(1) 医療現場における、安全で質の高い看護の提供を確保するため、離職防止や復職促進など、質の高い医療人材の育成・確保を進めること。

<医療局>

看護職員の離職防止や復職促進等の取組は、それぞれの事業者にて行われていますが、本市としても安全で質の高い看護の提供の確保は重要であると考えているため、市内の病院が実施する潜在看護職員のための復職支援研修への助成を行っており、看護師の育成については、横浜市医師会及び横浜市病院協会が運営する看護専門学校への運営支援を行っています。引き続き看護人材の確保、育成に向けた施策を進めていきます。

(2) すべての介護従事者の処遇ならびに雇用管理の実態把握を進め、職場環境の改善をはかるとともに、専門職として、社会的地位の確立、人材の離職防止、復職や新たな担い手をめざす人への支援を充実するなど、介護人材確保対策を一層強化すること。

<健康福祉局>

給与面の改善については国が介護職員処遇改善加算を設けているので、その制度の適切な理解や運用を促進するため、集団指導講習会、実地指導等の機会を活用して引き続き制度の周知徹底を図ります。

介護人材の確保については、第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組んでいきます。

(3) 幼児教育・保育における、質の向上や人材の定着と確保に向けて、幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善と研修やキャリアアップの仕組みを構築すること。

<こども青少年局>

平成30年度から国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう本市独自助成を実施しています。保育士がより一層自信と誇りを持って長く働くことができるよう、職員配置加算等の独自助成を引き続き行い、保育士の処遇改善に努めてまいります。また、引き続き職場内・外の研修の充実を図り、専門性の向上を支援します。

9. 介護等を必要とする人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるとともに、仕事と介護が確実に両立できるよう、介護サービスの質の向上をはかり、訪問介護などの生活援助サービスや各種施設利用の推進をはかること。

そして、今後も増加傾向にある未届け有料老人ホームに対しては、利用者の生活と権利を擁護するため、その実態を把握し、地域との連携をはかり、地域ボランティアと利用者との交流を推進すること。

<健康福祉局>

介護が必要な方に、必要なサービスが提供できるよう介護保険サービス、介護保険給付以外のサービスについて、適切なサービス供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支えます。

また、医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

併せて、介護保険事業者に対しては、事業所連絡会等を通じた支援を行うとともに、集団指導講習会、実地指導等の機会を活用して、介護サービスの質の向上に努めています。

未届け有料老人ホームについては、消防局及び建築局等と連携し、実態把握に努めています。その中で、まずは老人福祉法に基づく届出の勧奨をするとともに、地域との連携・交流も含め「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合した運営が図れるよう指導しています。

10. 希望するすべての子どもが保育所等を利用できるよう、引き続き待機児童の早期解消に向けた施策を推進すること。

また、職員配置や安全面の強化など、保育の質の維持・向上に向けた取り組みを進めること。

<こども青少年局>

年々増大する保育ニーズに対応するため、既存資源の一層の活用や認可保育所・小規模保育事業等の整備を、保育ニーズの高い地域を重点に進めていくとともに、保育・教育コンシェルジュを中心に保護者のニーズを丁寧にお伺いし、1人でも多くの方が、ニーズにマッチした保育サービスを利用できるよう取り組んでいます。

11. 子どもの貧困対策として、生まれ育った環境によって将来が左右されることがなく、貧困の連鎖を防止するため、必要な環境整備と教育の機会均等を

はかること。

特に、家庭学習を補完する教育の支援、子どもの居場所づくりの推進、ひとり親家庭への就業支援などへの積極的な取り組みを推進すること。

<こども青少年局>

「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、家庭の経済状況により、養育環境に格差が生まれたり、就学の機会や就労の選択肢が狭まったりすることがないように、引き続き、生活・学習支援や子どもの居場所づくりの推進、ひとり親家庭への就業支援などに取り組んでまいります。

【社会インフラ政策】

12. 地域経済の発展や、医療・福祉・防災・教育など、市民の豊かな暮らしを追求し、次世代に引き継ぐことのできる持続可能なインフラの整備が必要であることから、特に、子どもの通学や高齢者の通院など、必要不可欠な地域公共交通の維持・確保に対する助成を継続すること。

<都市整備局>

人口減少や超高齢社会の到来など社会情勢が変化する中で、今後、公共交通のサービス水準の維持が困難となる地域が発生するとともに、公共交通だけでは多様な移動ニーズに応えることが難しくなることが予想されます。高齢者や障害者を含めた誰もが安心して便利に利用でき、外出機会の増加につながる地域の移動環境・交通サービスが求められています。

そのため、交通事業者等とも連携しながら、住宅地から駅への交通アクセスを中心としたバス路線の維持・充実を図るとともに、医療、福祉、子育て等の多様なニーズにも対応するため、現行の外出支援施策に加え、ドア・ツー・ドアの移動が可能なタクシーの利便性向上を進めるとともに、福祉に関わる主体との連携も含め多様な担い手による移動サービスの導入に向け、取り組みを進めてまいります。

13. 近年多発している、がけ崩れや土砂災害、豪雨水害などの教訓を踏まえ、災害がより発生しやすい個所を特定しつつ、がけ地の改善を促進、洪水ハザードマップの改訂、浸水対策などの対策を重点的に行うこと。

また、災害発生時に各種の情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、情報通信手段の利用を周知・徹底するとともに、災害弱者に対しても確実に情報が伝わるよう施策を講じること。

<建築局、環境創造局、総務局>

土砂災害対策については、がけ地所有者等へ改善の実施に向けた働きかけや技術的アドバイスをを行うとともに、助成金制度を活用した対策を促すなど総合的ながけ地対策を進めてきたところです。今後も、継続的な働きかけを行い、がけ地の改善を促進いたします。

下水道事業では、浸水対策として、これまで浸水被害の発生した地区や、浸水リスクの高い地区に対し、雨水幹線やポンプ場、雨水調整池の整備など、様々な対策を実施しています。

頻発する局地的な集中豪雨への対応として、これまでの対策に加えて、グリ

ーンインフラの活用など、雨水を貯留・浸透する施策を市内全域で展開し、総合的な治水対策を進めます。

また、浸水による逃げ遅れゼロを目指し、内水ハザードマップのさらなる周知を図るとともに、新たな取り組みとして、甚大な被害が想定される地下街の利用者などに対し、下水道から雨水が溢れる前に浸水に関する情報提供を行う、水位周知下水道の検討を進めます。

水防法の改正に伴い、洪水浸水想定区域が見直されており、これにあわせて、順次、洪水ハザードマップを改訂しています。また、災害発生時、Ｌアラートをはじめ、市・区ホームページ、防災情報Ｅメール、Yahoo!防災速報、ツイッター、ＦＡＸ、広報車など、さまざまな情報伝達手段を用いて、ひとりでも多くの方々に避難情報等をお伝えしています。

各種防災イベントや地域の防災訓練等の機会をとらえて、これらの情報伝達手段の利用について周知を行っています。あわせて、災害弱者も含め、市民や来街者への災害情報の伝達手段の拡充や多様化について検討していきたいと考えています。

14. 道路の機能性向上をはかり、安全で歩行者優先のみちづくりを推進すること。

また、交通弱者である、子供や高齢者などを交通事故から守るため、地域住民の理解と連携のもと、通学路・生活道路の安全対策や自転車通行環境整備、道路のバリアフリー化などの各種施策を推進すること。

<道路局>

通学路等の生活道路について、歩道設置やあんしんカラーベルトの整備をさらに進めてまいります。また、ビッグデータを活用して車両速度、急減速や通過交通の状況を分析し、分析結果をもとに地域住民の方々と協議を行い、交通安全対策を実施する取組も進めます。

自転車通行空間の環境整備については、平成28年度に策定した「横浜市自転車通行環境整備指針」に基づき自転車利用の多い地域や地域間を結ぶ幹線道路など整備効果の高い路線等について整備をしています。

「バリアフリー基本構想」に基づき、道路特定事業計画を策定し、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等、道路のバリアフリー化を実施しているほか、道路整備工事や舗装補修工事などの機会をとらえて行っています。

通学路における登下校の見守り活動を行うPTAや見守り隊に向けて、横断歩道の誘導に使用している横断旗の使い方をまとめた「はたふり誘導ハンドブ

ック」を作成、配布するとともに、「はたふり誘導講習会」を実施しています。
今後も引き続き、登下校の見守り活動を、支援してまいります。

【環境・エネルギー政策】

15. 各地方自治体は「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」によって導入された「地方公共団体実行計画」等に基づき、温室効果ガス排出削減に向けた各種施策を確実に推進すること。

あわせて、これまでの削減実績や取り組むうえでの課題等を広く市民に明示するとともに、必要に応じPDCAサイクルの再構築と施策強化に資する検証を行うこと。

<温暖化対策統括本部>

今年度、「横浜市地球温暖化対策実行計画」を改定し、温暖化対策をさらに強化します。改定計画は、2050年も見据えて「今世紀後半のできるだけ早い時期における温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現」を、本市の温暖化対策の目指す姿（ゴール）とするとともに、2020年度、2030年度の目標達成に向け、着実に取り組んでいくための計画となっています。

取組の進捗管理については、新たに管理指標を設定し、毎年度、進捗管理を行います。

16. 市内における食品ロス削減の取り組みを推進する観点から、地方自治体、小売店や外食チェーン等の関係者が連携した啓発活動を積極的に展開するなど、市民への意識喚起をはかること。

また、生産・流通・消費など一連の過程で発生する未利用品を有効活用するため、地域のフードバンク事業団体等と連携しうる仕組みの構築に向け、主体的に取り組むこと。

<資源循環局>

これまでも広報よこはま等での広報や食材を使い切るレシピ集の作成、家庭での実践に役立つ講習会の開催、小売店と連携した食品ロス削減キャンペーンなど、年間を通じて切れ目なく、様々なターゲットに合わせた取組を実施してきました。引き続き、多角的な視点から広報啓発を行い、市民・事業者の主体的な行動に繋げていきます。

また、未利用食品の有効活用として、フードドライブ・フードバンク活動に注目しており、市内での普及に向けて福祉部門と連携して進めていきます

17. 健康への影響が大きい未成年者に対する受動喫煙対策を強化し、諸対策を推進すること。

また、美しく安全で健康的な環境を確保するため、路上喫煙・ポイ捨て対策を引き続き推進すること。

<健康福祉局、資源循環局>

平成22年に「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が制定され、本市では県と連携しながら、受動喫煙防止啓発等の事業を進めています。また、7月に改正健康増進法が公布され、今後2020年4月にかけて段階的に施行されます。本市でも健康増進法の改正やそれに係る省令、神奈川県条例の改正の動向等を注視しながら関係機関と連携のうえ受動喫煙防止対策の取組を進めてまいります。

また、条例により喫煙禁止地区を指定し、区域内に喫煙所を設置しています。現在市内主要駅で実施している歩きたばこ防止パトロールを効果的に実施するなど、屋外での分煙環境の整備に取り組んでまいります。

今後も条例に定めている「吸い殻等のポイ捨てや歩きたばこの禁止」について多くの方に御理解いただけるよう、区局連携で喫煙マナー向上に取り組んでまいります。

18. 「水循環基本法」が成立したことを受け、横浜市においても、これまで以上に条例制定も視野に入れ、水源環境の保全施策を進めること。

また、私たちを取り巻く、水源環境について、横浜市民が関心を高め、その保全活動等に取り組む施策の周知・啓発等をはかること。

<水道局>

本市の独自水源である道志川が流れる山梨県では、健全な水環境の維持に資することを目的に「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」を策定し、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用の確保に必要な措置を講じています。

また、山梨県道志村には道志川の清流を育んでいる広大な森林（水源林）があります。このうち、本市水道局で所有している2,873ヘクタールの「公有林」は、管理計画に基づき適切な維持管理を行っており、「民有林」は市民ボランティアとの協働で間伐等の整備を行うことで、水源かん養機能の向上を図っています。

これらの取組に関心を高めていただくよう、引き続き、各種イベント、施設見学や媒体を活用した広報活動に努めていきます。

さらに、水道を利用する都市部の皆さまが、楽しみながら水源地及び水源環境の大切さを知っていただくこと等を目的に、共同水源を持つ神奈川県内の水

道事業体と連携した「水源通行手形事業」も実施しています。

【教育・人権・平和政策】

19. 貧困の連鎖を断ち切り、家庭の経済格差が教育機会の格差とならないための施策について、各種媒体を利用した周知・広報を強化し、援助が必要な家庭に対して漏れることなく進めること。

また、地方自治体で実施している、給付型または無利息貸付型の奨学金について、対象者の拡大をはかり、利用者の実態にあった制度となるよう進めること。

<教育委員会事務局>

子どもの貧困対策の一環として、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、国の補助基準に準じて援助を行う「就学援助制度」を実施しています。周知・広報については、各学校を通じて全児童生徒の保護者に「就学援助制度のお知らせ」を配布するとともに、広報よこはま、ホームページでも広く周知を図っています。

また、高校生に対しては、給付型の「横浜市高等学校奨学金制度」を実施しています。制度の拡大については、国や県の実施状況等を踏まえながら検討してまいります。

20. 障がいの有無や国籍・民族の違いなどによる差別や虐待がない、人権に配慮した社会をめざすため、次の視点から各施策の取り組みを推進すること。

(1) 障害者差別解消法の趣旨を踏まえて、市民一人ひとりが障がい者への理解を深め、偏見や差別をなくし、誰もが安全で安心して暮らせる社会をめざした「共生社会条例（仮称）」制定に向けた取り組みを推進すること。

<健康福祉局>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に向けて、本市では、障害当事者が半数以上を占める検討部会を設置し、本市が行うべき取組について検討をしていただきました。そして、検討の結果として、障害者差別に関する相談体制として相談、調整、あっせんという一連の仕組みを市独自に構築することや、その仕組みを明確にしておくため、条例の制定を検討することなどの提言をいただきました。

本市としては、この検討部会の提言にのっとり、「横浜市障害を理由とする差別に関する相談対応等に関する条例」を制定しています。

(2) ヘイトスピーチ解消法が施行されたことに伴い、人権を侵害する不当な差別的言動の根絶に向けた条例制定と、ヘイト行為の拡散防止に取り組むこと。

<市民局>

ヘイトスピーチ解消法や横浜市人権施策基本指針の趣旨に基づき、国や県、県警察などとも連携して、差別のない、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、取組を進めてまいります。

(3) 市内で暮らす外国にルーツを持つ市民とその家族が、適切な医療・教育を受けられることができ、多言語による生活に必要な情報や支援が提供されるなど、安心して生活しやすい多文化共生社会の実現に向けた取組を推進すること。

<医療局、教育委員会事務局、国際局>

本市では、医療機関における多言語対応や異文化・宗教への配慮等の受入れ体制を評価する外国人患者受入れ医療機関認証制度 JMIP (Japan Medical Service Accreditation for International Patients) の認証取得に向けた取組への支援や異なる文化や習慣等を理解するための医療機関向けセミナーを開催し、外国人患者が安心して医療機関を受診できる環境を整えていきます。

また、日本語指導が必要な児童生徒の増加の状況を踏まえて、日本語支援拠点施設の開設など、支援の拡充に取り組んでいます。

区局の関係部署と連携の上、地域における多言語での情報提供や相談対応、日本語支援など、日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進めています。

(4) LGBTやSOGIに関して、言葉としての認知度は高まっているものの、正しい理解は進んでいない状況である。地域社会や職場・教育現場において、性の多様性を尊重した支援が重要であり、「ありのままの自分で生きていける社会」の構築に向けて各自治体は関係組織と連携した取組を推進すること。

<市民局>

性的指向または性自認の違いにかかわらず、一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現を目指し、関係組織と連携して啓発に取り組んでまいります。

21. 日米地位協定の抜本的な見直し、厚木基地騒音対策や夜間離着陸訓練の禁止について、引き続き、国に要請するとともに、住民の意志を尊重し、周辺自治体と連携して対応すること。

<政策局>

夜間離着陸訓練をはじめとした米軍機の騒音問題等米軍施設に起因する諸課題については、引き続き神奈川県及び県内基地関係市と連携しながら、国に対して粘り強く適切な対応を求めています。

なお、厚木基地の騒音問題の抜本的解決に向けて進められていた空母艦載機の移駐が2018年3月に完了しました。

【行財政政策】

22. 社会問題化している各種特殊詐欺や悪徳商法など、高齢者等の被害の実態把握と拡大防止をはかるとともに、相談体制の強化、消費者教育の推進をはかること。

特に、悪質な訪問販売を撲滅するため、販売関係事業団体と連携した適正な販売に向けた自主規制の実施と、不当勧誘業者に対する企業名の公表や指導の徹底をはかること。

<経済局>

高齢者等の被害の実態把握と拡大防止を図るために、消費生活総合センターに寄せられる相談を分析し、未然防止のための啓発、情報発信等を実施してまいります。また、消費生活相談の状況を引き続き注視し、必要に応じて相談体制の強化を検討してまいります。

増加する高齢者の消費者被害未然防止や消費者教育の推進をはかるため、消費生活推進員や自治会・町内会、福祉関係者、市内事業者、教育委員会などと連携・協力して、施策を推進してまいります。

消費生活条例では、契約の勧誘、締結など取引の各段階に沿って不当な取引行為を定め、事業者がそれを行なうことを禁止しており、必要に応じて是正を指導してまいります。

23. 有権者の投票機会のさらなる確保のため、共通投票所の設置ならびに期日前投票時間の弾力的な設定を進めること。

あわせて、駅前商業施設等を利用した投票しやすい投票所の拡大について、引き続き対応すること。

<選挙管理委員会事務局>

共通投票所の設置にあたりましては、共通投票所として適する施設の確保の可能性はもとより、二重投票防止のため、市内 631 の投票所と共通投票所に通信環境を整備する必要があり、そのコストやネットワークシステム障害時の対応など、様々な課題がありますので、今のところ導入の予定はありません。

期日前投票時間の弾力的な設定につきましても、本市において設置している期日前投票所では、いずれも夜間にかけて利用者は減少傾向にあり、午後 8 時以降も開設することによる大幅な選挙人の利用増が見込めないことなどから、閉鎖時刻の繰り下げなどの時間延長につきまして、費用対効果も含め今後の課題として検討をいたします。

また、駅前商業施設等を利用した投票しやすい投票所の拡大につきまして、利便性の高い施設を投票所とすることで、有権者の投票機会の拡大に高い効果があることが明らかになっていますので、期日前投票所を含む投票所の設置場所について、より良い設置場所がないか引き続き目を配り、有権者の皆様の投票機会の拡大に努めていきます。

24. 自治体が雇用する臨時・非常勤等職員については、労働契約法、パート労働法等の趣旨の適用とともに、「同一労働同一賃金ガイドライン案」を踏まえた常勤職員との均等・均衡待遇をはかること。

また、会計年度任用職員への移行にあたっては、現行の処遇水準を下回ることなく新たな任用制度への円滑な移行を進めること。

<総務局>

横浜市が雇用する職員の労働条件につきましては、これまでどおり国等の動向なども見ながら、職員団体等と十分話し合っておりまいます。なお、処遇改善等の課題につきましては、今後とも、他都市の状況や国の動向を踏まえ、検討していくものと考えております。

25. 公契約の下で働く労働者の保護、質の高い公共サービスの提供、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保と住民福祉の増進に寄与することを目的とする公契約条例を制定すること。

また、条例制定の必要性検証を進めるため、他の公契約条例制定自治体における取り組み状況の評価、賃金実態調査の継続、データの蓄積を進めること。

<財政局、政策局>

委託の複数年契約と指定管理者制度における「賃金水準の変動を反映した変更契約制度（スライド制）」は、各自治体の制度や皆様からのご意見も参考にしながら制度設計を進めてきたものであり、今年度から全国に先駆けて導入することができました。

制度の対象となる契約を受注した事業者向けに、この秋に実施したアンケートでは、多くの事業者から、適切な制度であるとの評価を受けるとともに、今後、賃金水準の変動により契約金額が変更になった際には、人件費に反映するとの回答をいただいています。また、指定管理者についても、31年度から指定期間を開始する施設を管理する事業者に対して、今年度中にアンケートを実施します。今後とも、しっかりと制度検証を行い、着実に実施していきます。

公共サービスの質とそこで働く労働者の皆様の適正な労働条件の確保は重要であり、公契約条例の制定を含めた各自治体での様々な取組や、国の動向を注

視するとともに、建設業界団体等、関係団体の皆様と意見交換を行いながら、お互いにとって、より良い取組が行えるよう引き続き進めていきます。

26. 消費者基本法で認められている権利を超えて、消費者からの要求内容が社会通念に照らして著しく不相当な、いわゆる「悪質クレーム」の発生を防ぐため、倫理的な消費者行動を促す消費者教育の推進、悪質クレーム事例情報の共有化と情報発信、啓発活動を推進すること。

<経済局>

少子高齢化の進展により、高齢者を中心に消費者被害が増加傾向にある中、28年度の消費者安全法の改正等を踏まえ、消費者被害未然防止に向けた消費者教育を推進しております。

また、倫理的な消費者行動を促し、消費者市民社会を形成するため、様々な機会をとらえ、消費者教育や啓発活動を進めてまいります。